

「指定（予防介護）認知症対応型共同生活介護事業」

重 要 事 項 説 明 書

グループホーム庄の原苑

（令和6年9月1日現在）

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大分市指定 第 4470104060 号)

当施設では入居者様に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供いたします。施設の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 温寿会
法人所在地	大分県大分市大字荏隈字庄の原 1798 番地
電話・FAX	電話 097 (544) 0888 FAX 097 (544) 1060
代表者氏名	理事長 井上 修二
設立年月日	平成7年7月28日

2 利用施設

施設の種類	指定認知症対応型共同生活介護事業
理念	家庭的で暖かな生活環境の中で「私らしく」を発揮し、自己の尊厳を保持しつつ、その役割の中で楽しみを創造・共有していくと共に、地域社会の一員としての生活の場を提供できるよう支援いたします。
施設の目的	要介護状態にある認知症の高齢者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供する。
施設の名称	グループホーム 庄の原苑
所在地	大分県大分市大字荏隈字庄の原 1797 番地
電話・FAX	電話 097 (573) 6808 FAX 097 (573) 6838
施設長氏名	石井 宏治
利用定員	18名 (1ユニット9名)
開設年月日	平成18年2月18日

3 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	全域
営業日	年中無休
サービス提供時間	24時間体制

4 居室、共用施設の概要

個室 18室 (14.5㎡~15.1㎡)

共用施設 各ユニット トイレ3 洗面所・リネン庫・玄関・居間・食堂
台所・ウッドテラス

5 緊急対応、防犯・防災設備等の概要

インターホン（各居室）・消火器（各ユニットに設置）
火災報知器

6 職員の配置状況

職 種	職 員 数
管理者	2名
計画作成担当者	1名
介護職員	15名

（職員の勤務体制）

職 種	勤 務 体 制	
管理者	日中 8時30分～17時30分	
介護職員 （計画作成担当者）	（常勤職員）	（非常勤職員）
	早番 7:00～16:00	日勤 9:30～16:30
	日勤 8:30～17:30	
	遅番 10:00～19:00	
	夜勤 16:00～9:00	

7 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では入居者様に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについては(1)介護保険給付の対象になるサービス、(2)介護保険給付の対象とならないサービスがあります。

（1）介護保険給付の対象になるサービス

以下のサービスは利用料金の9割（通常の場合）が介護保険から給付されます。

入 浴	入浴は入居者様の身体の状況を踏まえて適切な方法により実施しますが、入浴することが困難な場合は清拭を実施する等入居者様の清潔保持に努めます。
排 泄	排泄の介助をいたします。 排泄の自立を促すため、入居者様の身体能力を最大限に活用した援助をいたします。
機能訓練	日常生活の中での活動及びレクリエーション等を通じた機能訓練などを行います。
健康管理	常時は介護職員により、疾病予防・健康管理に努めます。 また、緊急時等必要により主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。
生活の場づくり	誕生会をはじめ四季折々の各種行事やミニドライブなどを催します。また、ご利用者一人一人の意思を尊重し、より家庭に近い雰囲気の中で和やかに毎日を過ごしていただけるよう努めます。

(サービス利用料金)

(単位：円／1日当たり)

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	7490	7530	7880	8120	8280	8450
保険給付(9割)	6741	6777	7092	7308	7452	7605
自己負担(1割)	749	753	788	812	828	845

*2～3割負担者の自己負担分は2～3倍になります。(令和6年4月現在)

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてお客様の負担額を変更いたします。

【当施設の加算】(介護保険制度の改正により、変更となる場合がございます)

初期加算：30単位／日(入居日より30日間・30日以上入院後の再入居)

入院時費用加算：246単位／日(退院後の再入居支援として、1月に6日を限度)

医療連携体制加算(Ⅰ)ハ：37単位／日、(Ⅱ)：5単位／日

サービス提供体制加算(Ⅲ)：6単位／日

科学的介護推進体制加算：40単位／月

協力医療機関連携加算(Ⅰ)：100単位／月

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)：介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の
総報酬単位数×17.8%／月

【看取り加算】

死亡日前日31～45日：72単位／日

死亡日前日4～30日：144単位／日

死亡日前日及び前々日：680単位／日

死亡日1280単位／日

看取りを行う場合は、協力医療機関の主治医を変更する場合がございます。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がお客様の負担となります。

項目	内容	利用金額
居住費	1か月分の居住費	1月当たり31,000円
光熱水道費等	光熱水費・燃料費・修繕費	1月当たり11,000円
食費	食事に係る費用(朝食：300円・昼食：540円・夕食：520円・おやつ：90円)	1日当たり1,450円
理容・美容	理容師や美容師の出張によるサービスをご利用した場合	要した費用の実費
特別な食事	入居者様の都合により特別な食事を注文した場合。	
日常生活上必要となる諸費	個人の使用する日常生活品(衣類・上靴・洗面衛生具、教養娯楽費等)は、入居者様にご負担いただきます。	
テレビの使用料	テレビの電気使用量は、右記の料金をいただきます。	1月当たり500円

おむつ代	おむつ代は実費をご負担いただきます	要した費用の実費
貴重品の管理	<p>入居者様の希望により貴重品管理サービスをご利用した場合お預かりする物</p> <p>金融機関の預金通帳とその届出印、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、生活保護診療依頼書、有価証券、年金証書等</p> <p>※預金の管理</p> <p>預金の出し入れが必要な場合は備え付けの届出書を保管管理者に提出していただきます。</p> <p>保管管理者は「グループホーム庄の原苑入所者預かり金等取扱い規定」に基づき管理を行います。管理者は出入金の都度出入金記録簿を作成します。</p>	
退所していただくにもかかわらず居室が明け渡されない場合	<p>入居者様が退所していただくにもかかわらず居室を明け渡さない場合には本来の退所していただく日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をいただきます。</p>	

※その他利用料をいただく事態が生じた場合には、その都度入居者様に了解をいただき定めることとします。

※月途中での入居、退居に関しては、居住費、光熱水費等は日割り計算といたします。(1日当たりの居住費 1,000円 1日当たりの光熱水費等 355円とさせていただきます)

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、変更の内容と事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前期(1)、(2)の料金、費用は1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月27日までにお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)以下のいずれかの方法でお支払いしていただきますが、原則として入居者様の指定する銀行口座からの自動引き落としとさせていただきます。

1. 銀行口座からの自動引き落とし(銀行によっては自動引き落としができない場合があります。)※手数料金(110円)は、入居者様負担になります。
2. 下記指定口座へ直接振り込み
大分銀行賀来支店 口座番号 5215455
3. 当事業所窓口での現金お支払い

8 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合はどこの医療機関でも受診できますが、当事業所の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

	名 称	所在地	診療科目
協力医療機関	庄の原クリニック	大分市大字荏隈字庄の原 1790 番地	内科、糖尿病内科、呼吸器内科、循環器内科
	ひがし内科医院	大分市上宗方 524-1	内科全般
	大分三愛メディカルセンター	大分市大字市 566-3	内科、外科他
	やまおか在宅クリニック	大分市東大道 3 丁目 62-5	内科・緩和ケア
	デンタルユニオン	大分市田中町 11-2-103	歯科診療
	(株) 悠愛	大分市萩原 4 丁目 9 番 1 号	歯科診療

9 施設を退所していただく場合

入居者様は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定により入居者様の心身の状況が自立または要支援 1 と判定された場合。
- ② 事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③ 事業所施設の滅失や重大な毀損により、入居者様に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑤ 入居者様から退所の申し出があった場合。
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合。

(1) 入居者様からの申し出

入居者様から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までにお申し出下さい。

ただし、以下の場合には即時に施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 入居者様が事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 入居者様が入院された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者様の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他入所を継続しがたい重大な事由が認められる場合。
- ⑦ 他の入居者様が入居者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①入居者様が、入所時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合。
- ②入居者様によるサービス利用料金が6ヶ月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③入居者様が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事由を生じさせた場合。
- ④入居者様が連続して1ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。
- ⑤ 共同生活を送るのに支障のある病状の悪化等の場合。
- ⑥入居者様の希望または、やむを得ない理由により介護保険施設に入所した場合。

(3) 円滑な退所のための援助

入居者様が当施設を退所する場合には、入居者様の希望により、事業者は入居者様の心身の状況、おかれている環境を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者様に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業所の紹介
- ③その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

10 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されているご利用者の共同の場としての快適性、安全性を確保するために下記の事項をお守り下さい。

持込の制限	入所に当たり、以下のものは原則として持ち込むことができません。 ペット類等動物類、危険物刃物等他のご利用者に迷惑、危害を及ぼす可能性があることと事業所の管理者が判断したもの。
面会	面会時間 9時～18時 来訪時は、必ず職員にお伝え下さい。 上記の時間以外に面会される場合は事前にご連絡をお願いします。 来訪される場合、生物のお持込はご遠慮下さい。
外出・外泊	外出・外泊される場合は事前にお申し出下さい。
食事	食事が不要の場合は3日前までにお申し出下さい。
喫煙	施設の喫煙場所以外での喫煙はできません。 居室での喫煙はできません。

	火器類は安全上施設で管理させていただく場合があります。
施設・設備等の 使用上の注意	居室及び共用施設、敷地を本来の用途にしたがって利用して下さい。 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者様の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いしていただく場合があります。 入居者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められた場合には、入居者様の居室に立ち入り必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。 当事業所の従業員や他の入居者様に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動政治活動、営利活動を行うことはできません。
その他	事業所の管理者が必要と判断した場合は、その都度注意や勧告をさせていただきます。あらかじめご了承ください。

1 1 サービス提供における事業者の義務

当施設は入居者様に対するサービスの提供に当たって、次のことを守ります。

- ① 入居者様の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
 - ② 入居者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上入居者様から聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
 - ③ 入居者様が受けている要介護認定の有効期間満了日までに、要介護認定の更新の申請に必要な援助を行います。
 - ④ 入居者様に提供したサービスについての記録を作成し、5年間保管すると共に入居者様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤ 入居者様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者様又は他の入居者様等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
 - ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た入居者様、又はそのご家族様に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。(社会福祉法人温寿会 個人情報保護規程に準ずる守秘義務の遵守)
- ただし、入居者様に緊急な医療上の必要性がある場合、又は入居者様が他施設に移られる場合には、当該医療機関等に入居者様の心身の状況を提供します。

1 2 入院された場合の対応

当施設に入所中に医療機関への入院の必要性が生じた場合には、主治医及び協力医療機関と連携の上対処いたします。なお、入院中の利用料の取扱いについては、家賃相当額をいただくことになるので御了承下さい。

また、入居者様が1ヶ月以上入院する場合は退所していただく場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

1 3 緊急時の対応

常時、介護職員により疾病予防、健康管理に努めますが、入居者様の容態等に变化があった場合は、医師・救急隊員及びご家族に連絡し必要な措置を講じます。

なお、当施設に入所中は、以下の医師を主治医といたします。

医 師	氏 名	
	連絡先	
ご家族	氏 名（続柄）	()
	住所	
	連絡先	

1 4 事故発生時の対応及び損害賠償

共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに後見人、家族または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において生命、身体、財産に損害が生じた場合には、施設は入居者様に損害を賠償します。ただし、施設に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき入居者様に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

1 5 残置物引受人

退居された後、当施設に残された入居者様の所持品（残置物）を入居者様自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、入居者様または残置物引取人にご負担いただきます。

残置物引取人	住 所	
	氏 名	
	連絡先	

1 6 退居時原状回復費用について

退居された後、居室内に入居者様の通常の使用を超えての損耗、損壊、汚損が見られる場合には、双方立会いの下、居室内の損傷個所を確認しご家族様と協議の上、補修費用をご負担いただきます。

17 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付（随時受け付けております）

当事業所における 苦情の受付窓口	苦情受付窓口（担当者） 職名 特別養護老人ホーム庄の原苑 事務長 氏名 田崎 友子 電話番号 097(544)0888
---------------------	--

※苦情受付ボックスをグループホーム庄の原苑の玄関内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大分市役所 長寿福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 電話番号 097(534)6111 FAX 097(548)5387
大分県国民健康 保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 電話番号 097(534)8470 FAX 097(537)8652
大分県社会 福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号 097(558)0300 FAX 097(558)6001

18 身体拘束等の適正化のための対策

認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者様又は他の入居者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、入居者様又はご家族様に対し説明し同意を得るとともに、その態様及び時間、入居者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などの記録を行います。
- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護従業者への周知徹底を図ります。
- 4 介護従業者その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための指針を整備し研修を定期的実施します。

19 虐待防止について

人権擁護、虐待の防止等のための責任者

グループホーム 管理者	牧野 美保 野田 啓太
-------------	-------------

入居者の人権の擁護・虐待などの防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- 2 サービス提供中に当施設従業者又は入居者家族様等による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかにこれを大分市に通報するものとします。

